

# 福岡県公報

平成二十年三月十日  
第二千七百九十五号  
増刊 ①

## 目次

### 教育委員会

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 一

### 人事委員会

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

## 教育委員会

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十日

福岡県教育委員会

### 福岡県教育委員会規則第二号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

福岡県立学校管理規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

(自己評価)

第五条の二 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第五条の三中「教育活動等」を「教育活動その他の学校運営」に改め、同条を第五条の六とする。

第五条の二の次に次の三条を加える。

(学校関係者評価)

第五条の三 学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(評価結果の報告)

第五条の四 学校は、第五条の二の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(学校評価の実施及び公表等)

第五条の五 前三条の評価、評価の結果の公表及び報告については、別に教育長が定めるところにより行うものとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

### 福岡県人事委員会規則第四号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一特別の法律により設立された法人の項中

「社会福祉法人福岡県厚生事業団」を「社会福祉法人福岡県厚生事業団」に改める。  
日本下水道事業団

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）